

博士論文審査報告書

2023年8月30日

松山大学大学院
社会学研究科委員会

松山大学大学院社会学研究科
博士論文審査委員会

審査委員(主査) 社会学研究科教授 山田富秋
審査委員(副査) 社会学研究科教授 永野 武
審査委員(副査) 社会学研究科教授 大倉祐二
審査委員(副査) 静岡大学教授 黒川みどり

1. 審査論文

申請者 小早川明良氏

学位論文題目

部落問題研究における関係性論および本質主義：知の暴力批判

Relational Theory and Essentialism in Buraku Studies: A Critique against Violence of Scientific Episteme

2. 審査会

予備審査会	2022年10月24日	16:00～16:30	オンラインミーティング
第1回審査会	2022年11月29日	13:30～15:30	東本館7階会議室3
第2回審査会	2023年1月31日	13:30～15:30	東本館7階会議室3
第3回審査会	2023年3月7日	13:30～15:00	東本館7階会議室3
第4回審査会	2023年5月25日	13:15～14:30	東本館7階会議室3
第5回審査会	2023年8月24日	10:00～12:00	東本館7階会議室3

3. 審査の過程

予備審査において、小早川明良氏が博士課程修了相当の学力を有すること、また、英語圏の専門雑誌に査読をパスして掲載された論文があることから、申請者が英語1種類で突出した外国語運用能力を有するものと認め、他言語運用能力の確認は必要ないと判断した。この資格確認にもとづいて、論文の内容を精査したところ、重要概念についての説明が十分ではなく、論理的な整合性がさらに必要な箇所が認められるが、全体としての完成度は高く、博士号請求論文として受理することを決定した。

最初の3回の審査会では、論文全体の構成について、さまざまな問題点が各審査委員から提示された。大きな問題としては、本論文の骨子となるカール・マルクス、宇野弘蔵、そしてミッシェル・フーコーの理論的な枠組みについて説明が十分でないこと、また、本書のタイトルである「知の暴力批判」として、これまで主として社会学と歴史学においてなされてきた部落問題に関する研究について、その取り上げ方が強い否定的なトーンになっていることが指摘された。本論文もアカデミズムの系譜に位置づけられることを考えれば、従来の研究成果についても一定の肯定的評価を与えた上で、批判することが望ましいと助言した。また、本論文が歴史学の研究ではないと断っているものの、歴史学の成果を踏まえた上での現代の部落差別の分析であることへの言及が薄いこと、戦前から現在まで大きな影響力を持った労農派と講座派の日本資本主義論に対する一定の評価が必要であること、さらに、本論全体が最終的に下部構造に決定されるという経済決定論に読めてしまうという難点も指摘された。その中でも、現在社会学において主流となっている関係論的な視点に対する申請者の批判については、野口道彦の議論に即して緻密な論理展開が必要であること、また、現在の部落問題研究に対して大きな影響を与えた藤田

敬一の『同和はこわい考：地対協批判』について、さらに内在的な批判を組み立てる必要があることが指摘され、これらに対する応答にかなりの時間を要した。

第4回審査会において、以上挙げた問題点が申請者から丁寧に答えられており、論文全体としてもマルクス、宇野、そしてフーコーの議論に密着した論理展開を意識して、それとは関係の薄いトピックや議論がそぎ落とされた結果、首尾一貫した論文として仕上がったことが確認された。最終的に、論文全体に流れる経済決定論的なトーンをどのように回避するかという課題が残った。第5回審査会では、この課題をめぐって、ルイ・アルチュセールの「国家イデオロギー装置」という概念をフーコーとつなげることによって、被差別部落をめぐる言説が、ひとつの権力装置として差別を再生産しているという知見を提示することに本論文が成功していることを確認した。これによって本論文は、論文タイトルに唱っている「知の暴力批判」を超えて、現代日本社会に生きるすべての人びとが気づかずに入っているイデオロギー装置の解明に到達したと評価できる。

4. 審査の概要

4-1 本論文の要約

本論文は近年まれに見る重厚で壮大な構成を取っているために、全体の目次は別添資料として示し、ここでは審査において重要な論点に絞って内容を要約する。まず序章「「部落」の発明：研究目的に代えて」において、差別からの解放を目指したはずの社会学や歴史学の研究の営みが、研究者たちの意図に反して、差別を再生産することに加担しているという問題提起がある。そこで申請者が俎上に載せるのは「関係性論」と「実態論」である。関係性論は主として社会学者による研究であり、被差別部落民は、実体的に存在するのではなく、人間の関係性において存在する「関係カテゴリー」であるとする。それは主に都市型部落において、被差別部落民と、それ以外の人びとの境界があいまいになった結果として表れた議論である。また、実態論とは主に歴史学者による研究であり、現在の被差別部落の成立は中世や近世の賤民制度と連続しているとするものである。ところが、両者とも現実の姿から乖離しており、その結果、科学的とされた言説がイデオロギー装置となって、一般大衆だけでなく、被差別の当事者にも浸透していく。これが差別を再生産する「知の暴力」である。それはジョック・ヤング (Jock Young, *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, Sage, 1999=2007『排除型社会—後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版) が指摘するように、表面的には多文化主義を許容するよう見えるが、実際には多様性の共存を容認しない本質主義的世界において、他者を悪魔化するメカニズムであるとする。

現在支配的な学説に代わって、申請者が拠り所とするのは、マルクスの社会理論と宇野の三段階論（それを改良した青木秀男による四段階論）、それにフーコーの生一権力論である。宇野に依拠する理由は、戦前から戦後にかけて支配的であった講座派と労農派は、被差別部落が置かれた現状の認識において大きな欠点があるからだとする。両者は、マルクスによって示された資本主義の基本的な枠組みと、ウラジミール・レーニンが分析した帝国主義段階にあるグローバリズムに、日本の資本主義を機械的に当てはめようとした。その結果、労農派と講座派の日本資本主義の分析によれば、ブルジョア社会に移行すると、部落差別そのものが暫時に解消していくという説明しかできない。そのため、現状分析に特化した宇野理論が必要になるという。また、フーコーの生一権力論は、生一権力が国民を人口として捉え、国民の健康と福祉に配慮することによって、国家は資本主義的生産関係の保持を保障し、人口の増加と生産力の拡大、そして、利潤（富）の再分配を可能にしたとする。そして、ここで概念化された国家の権力とは、一つの制度でも一つの構造でもなく、むしろ、特定の社会における錯綜した戦略的状況に与えられる名称である。それは、不可視化された国家権力も含めてあらゆる権力が網の目のようにネットワークを構築して人々を、国家のメカニズムに動員するものである。この論文では、宇野理論における「貨幣の持ち手」としての経済行為の主体を、フーコーの主体化=従属化の議論と結びつける。

申請者はこうした理論的土台に立って、国家がそうであるように、被差別部落民をベネディクト・アンダーソンの言う「想像の共同体」として構築された人びとのコミュニティであると定義する。つまり「被差別部落民は、その国家や国民が想像される過程でともに想像された実体であり、彼ら彼女らもまたイメージとして国民の心に描かれた想像であるとみなすことができよう」。ところが実際の被差別部落の人びとは、このように表象されたネガティブな「想像の共同体」を心の底から拒否しているという。経済的に言えば、被差別部落は産業予備軍の安定した供給地であったが、被差別部落民は「低賃金で劣悪な労働環境で言い切れぬ苦痛にさいなまされてきた」。そして「本質主義的な架空の差異が被差別部

落という共同体全体に幻想として構築され、ステigmaとして貼り付けられた。これらは、単なる謗りではなく、「2級国民としての徴であった」とする。

したがって、「部落」とは20世紀初頭の「発明」であるという結論が導かれる。少し長いが本論文から引用すると「被差別部落民は、穢多や革田としての被差別の記憶を有せず、近代における生活実態の惨めと被差別の記憶を共有する存在である。資本の剩余価値生産と国家のイデオロギーが作用して構築され、(拡大)再生産する「部落」という実体は、近代形成過程で想像の共同体である国家と国民に埋め込まれた差別を内包する精神的文化的象徴体系である。「部落」の語に付着したネガティブな感覚は、「部落の枠組み」を超えて機能する。またそれがいわゆる社会意識のレベルに止まるのではなく、支配のイデオロギーとして機能している。またそれは、被差別部落民にとっても、彼ら彼女らの精神構造に染みこみ、その「みじめ」の実態を再生産すると考える」。

ここで現在でも部落問題の研究者や活動家に対して大きな影響力を保っている藤田の『同和はこわい考：地対協を批判する』(1987年、阿吽社)を批判する必要が生じるという。確かに藤田は部落解放運動に対して大きな貢献を残したことは事実であるが、彼の提唱した「両側から超える」という提言には大きな問題があると申請者は指摘する。というのも、差別者と被差別者が「両側から超える」提案をする時、そこで表象される被差別部落の人びとは「肩をいからせた」「こわもて」の姿である。その結果「同和は怖い」という観念が一般的に受け入れられやすくなるが、藤田によれば、このネガティブなイメージの原因は被差別部落側にあるので、被差別者は自己の立場を絶対化することは避け、むしろ、非被差別部落の人たちに歩み寄る必要があるということになる。

これに対して申請者は次のように批判する。すなわち、藤田の言う両側のそれぞれに位置する存在、すなわち差別一被差別の立場にある人たちは、それぞれ入れ替え不可能な非対称的な権力関係にある以上、「両側から超える」提案をすることは、最終的には、この非対称性を否定することになる。それは差別一被差別という関係そのものの否定につながるという批判である。これはポストコロニアリズムの文脈では、自己の立つポジショナリティの無視、あるいは否定という意味になる。実際、在日韓国人と同等の立場には立てないとする見田宗介に対して「彼のような視点を支持することはできない」とした藤田敬一の発言にも、自己のポジショナリティの考察の欠如が現れているとする。

また申請者は、自分自身も同席した1971年の福山市の高校生集会において、被差別部落出身の高校生の他の生徒への罵声とも取れる発言についての藤田の捉え方を取り上げる。そこで「藤田は、「罵声」とともに体験を語ることは、「生育史や生活体験の絶対化」[藤田,1987:66]であるので、他者から共感がえられず「人間解放への希求を語っても説得力がない」と厳しい表現で批判している。いたたまれなくなった藤田は、その場面を目撃して会場の外に出たというが、重要なのは、その後の展開であると申請者は言う。つまり「藤田が参加した集会が開催された1971年は、そのただ中で、被差別部落民として発言する機会も言語ももたなかつた人々の差別への憤りが一気に吹き出た時期であった。差別への異議申し立ての言語を獲得しつつあった人々が、ようやく重い口を開き始めていた。その時期は、被差別部落の内外で、藤田が批判するような激しい議論がごく「普通のことだった」と説明する。その後、罵声を浴びせられた女子高生は、大学進学後も部落解放運動に関わっていったということから、ここでの「罵声」は被差別者による自己の立場の絶対化による対話の拒否ではなく、それが当の女子高生には、何らかの対話の試みとして受け取られたと解釈する。

その後に展開する章構成は以下の通りである。I章 部落問題研究をめぐる理論とその批判、II章 際立つ境界：部落差別の再生産、III章 軍都と被差別部落の形成と再構築、IV章「部落産業」論の本質主義批判、V章 「被差別部落の文化論」と批判、終章 本研究の意義と、部落問題研究の課題と知の暴力、となる。

I章は、関係性論と実態論の系譜にある理論と欧米の研究を批判し、さらに「部落産業」論や「被差別部落の文化」論を批判的に提示する。申請者は関係性論の代表として野口を取り上げ、野口が同対審答申から地対協意見具申への政策的移行期の時代を批判的に分析し、部落解放運動に寄与する意志があったと捉える。すなわち、彼は被差別部落とそれを取り巻く環境の「リアリティの変化」を積極的に捉え返そうとする象徴的存在であった。ところが、野口の「部落民とみなされ差別された人は部落民である」という定義は、結局抽象化された「被差別市民」という概念に包摂されてしまうので、被差別部落とはなにか、被差別部落民とはなにかという真にラディカルな問いに答えようとしたにもかかわらず、結局は、被差別部落民としての「共通感情、共通利害が希薄」になっている状況のなかで、当初の野口の意図を裏切って、部落差別を人権侵害一般へと雲散霧消してしまうとする。

また、「まなざされる」ことによって被差別部落民になるという関係性論に対して、申請者はフーコーのパノプティコンに着想を得た考察を展開する。そして、関係性論者の言うまなざしが双方向的ではなく、被差別者にとっては一方的なまなざしであることを指摘する。すなわち「まなざされる側からはまなざしている側の具体像が見えない。したがって間違われているのかどうかも分からぬ。だれが間違いの発信元かも分からぬ。ゆえに被差別部落という装置に入れられた人々には、「部落出身である自分」がまなざされていることに恐怖する。関係性論者が言う「間違える」現象の内実は、その文脈から理解するに、どのようなばあいも非被差別部落民存在から被差別部落民存在への一方的で非対称的な構造的「関係」において成立しているように論じている。そして、関係性論が見逃しているのは、部落差別の背後で働いている、資本と国家を通底する権力の存在であると指摘する。

関係性論との関連で、申請者は被差別部落出身女子高生の自死をめぐる笹川俊春（2021「境界を生きることの困難さについて」、『社会学評論』71巻4号.pp.635-669.）を取り上げて分析する。これは、B先生と交際していた女子高生Aが、B先生と、その家族の結婚差別に遭い、自死を選択した事件である。笹川は佐藤裕の「差別論」の「三者モデル」に依拠して、このB先生のA生徒に対する行為が部落差別として成立する論理を説明することに成功していると申請者は評価する。ところが申請者は、この高校生の自死のプロセスを明らかにしなければ、事件を分析したことにならないと批判する。なぜなら笹川は結論として「まずは境界を生きる存在への認識を社会が共有することが求められているといえよう」と述べるだけで、それは「あまりにも一般的で凡庸なもので、被差別の現実は、ほぼすべてが推測の域を出ず、その結果、差別される側に注目したにもかかわらず差別される側であったAの具体的な現実の苦悩は見えなくなっている」からである。

というのも「孤立した境界を生きる存在」という状態は、少数点在型の被差別部落にとっては当たり前であり、彼らは「マジョリティのコミュニティに包摂されているので、常に監視をうける状態、まさにパノプティコンの世界である。むしろ、そこから出て自己のコミュニティを喪失したほうがよほど精神的に安定する」からだ。むしろ、そのような人々は、孤立感を持たないことも多いという。むしろ大きな問題は、差別の当事者であるBと、その家族が分析の視角に入っていたいなかったという点である。もし加害者に焦点を合わせるなら、社会全体の差別するまなざしも含めた、教師という優越的地位にあるBと、その家族が為した加害責任が問題になってくるはずであるという。そしてこの視点が笹川に欠落したのは「スピヴァク流にいえば、このような連続して起きている悲劇にたいして「警戒を怠らないためにエリートは」[Spivak,1988=1998『サバルタンは語ることができるか』みすず書房：72]、最早絶対に語ることができない被差別部落民であり女性である被害者Aさんから何を「聞くことができるのか」という問い合わせである。つまり笹川の分析には、被害当事者から何を聞くかなければならないのか、そして、聞くことができるのかという視点が欠如しているとする。

ここから主に歴史学研究を指す実態論の批判的検討に入る。ここでは、安達五男、中尾健次、寺木伸明、上杉聰の議論が批判的に取り上げられる。申請者の批判の要点は「近代の再帰的な形成過程をもつ現代の部落差別を歴史に還元するために、被差別部落の実体を構成する現代社会に埋め込まれた被差別部落民の記憶やイデオロギー、また資本主義経済や帝国主義と関係して、被差別部落と部落差別が拡大再生産される構造分析に踏み込むことはできない」という点である。

そして「近世起源論者が、近現代の被差別部落は近世の差別構造を引き継ぐと主張すれば、中世起源論者は、中世の差別構造が近世、近代へと継承されてきたと考えている。いずれも、身分と職業が一致する時代の権力が、分裂支配政策のために各種の賤民身分を構成したという内容である。どの立場にあっても、それは、政治的産物であるだけでなく、差別的習俗、身分意識、ケガレ観念などの関係を問わねばならないとしている。しかし、中世、近世の身分のヒエラルキーも「分裂支配政策」を客観的に実証できる史料がないし、その歴史から、その時代の差別的習俗、身分意識、ケガレ観念などの上部構造としての精神構造が近代に継承され、現代社会で再生産されているメカニズムを議論できないし知見の提供もできない」と結論づける。

ここで申請者は近代的な自我の形成後における「差別—被差別」の認識が本論文での研究テーマであることを明確にする。つまり「差別は、どのような時代の社会にも存在したのかもしれない。中世にも近世にもそれは存在したのだろう。仮定形、推量形でのべるのは、筆者が近代以外の差別を体験していないからである。近代人と、中世、近世の人々との間には、決定的な相違点がある。その相違点とは、現代の社会では近代的な個が人々の間に成立していることである。我々がテーマにしている差別は、近代的自己が感じる差別である。それぞれの時代の賤民が今日に繋がっているかどうかは、実はあまり大

きな問題ではない。現代社会が問題にする差別とは、近代的自己が苦痛に感じる差別であり、言い換えると資本主義社会において差別を受けるそれぞれの「私という存在」にとっての問題をテーマにするのである。

そして次に被差別部落を差異化する大きな特徴とされた「部落産業」の検討に入る。ここでも多くの論者が取り上げられているが、それらをまとめて「要するに「部落産業」は、製靴と（屠畜）精肉などの研究が重要であるという文脈で論じられている。それは、俗にいわれる「部落=皮+肉」の等式である。この等式は逆も「真」とされる。これは今日でも根強く支持される学説である。そして、信じがたいほど当事者を含めた人々に受け入れられている」と結論づける。そして表面的にはこうした実体的な部落産業を否定するよう見える関係性論が、実際には「部落産業」の存在を肯定しているという矛盾についても指摘する。この点に注目すると、「関係性論と実態論は「部落産業」が存在した（ている）という前提で議論しているという意味で言説を共有する議論でもある。そして「実態論が生産する、被差別部落民には歴史的に形成された本質的特徴があるとする单一の物語は、それ自体がどのようなものであっても、結果として近世や中世の枠組に被差別部落民を閉じ込めてしまうことになる」と指摘する。

次に日本資本主義と被差別部落の形成に関する議論がなされるが、これはⅢ章でも展開されているので、割愛する。ここでは欧米の研究者がインドのカースト制度と類似したものとして、日本の被差別部落を捉えた点に見られるオリエンタリズムについて申請者の議論を要約する。申請者によれば、「カースト」という言葉は、スペイン語またはポルトガル語の *casta*（血統、人種、品種）に由来する。これは、ヴァルナ／ジャーティの制度で、独自の価値観をもって歴史を紡いできたインドの人々に押し付けられた外来語である。それは、ヒンドゥー教の儀礼と淨・不淨の観念にもとづく世襲的階級社会の制度のことである」という。そして、イギリスが植民地インドでおこなった社会改良主義は、伝統的なヒンドゥー教の根本原理を問題にするのではなく、英國知識人層・良識派の批判に対応する「オリエンタリズム的近代理性」の実践であったという。それは、エドワード・サイードが指摘したように、西歐的理性から見た混沌・暴力・無秩序・反逆性など、ネガティブな価値観を投影したものにすぎなかつたという。このようなオリエンタリズムは、アメリカのマーク・ラムザイヤーとジョセフ・ハンキンズの研究に見られる。彼らは、被差別部落をアウトカーストの概念を使って認識し、「世襲のアウトカースト」、「皮革産業」、「ヤクザと犯罪」といった屈辱的イメージを被差別部落に貼り付け、再生産していると批判する。申請者は、彼らの提示したデータを詳しく再検討することによって、彼らの主張が根拠のないものであることを論証する。

II章では、関係性論を実証的に批判するために、少数点在型の被差別部落と非被差別部落の関係を分析している。この章では最初に、広島県東部2市の経営者へのインタビューを通して明らかになった「被差別部落民は生産性が低い」という言説に対する批判が展開される。次に申請者は、部落を語ることの抑制現象について、さまざまな研究者の見解を検討し、2002年『尾道市市民意識調査』に添付された「自由記入欄」への回答をもとに考察する。その詳細については割愛する。次に、都市型部落よりも日本では一般的であると考えられる少数点在型の被差別部落と、その周辺（一般）地域についての事例研究を要約する。それによって明らかになるのは、被差別部落と町内会活動との関係と、被差別部落の人々と非被差別部落の人々との関係である。

事例とした78世帯からなる西峰地域（仮名）の時系列的な調査を通して明らかになったことは、町内会における「公的」と「私的」の境界線である。被差別部落の人びとは、例えば排水路の掃除などの公的な活動において排除されることはないが、カラオケなどの私的な活動には決して誘われないという。しかしこの両者の境界線も時代や状況によって変化してきたという。このことを理論的にまとめると「町内会は、上から支配する（行政の代替）権力と、住民が下から紡ぎ出し、主体化する権力が交差する空間である」と言える。「A部落の人々もまた、私的に排除されながらこの只中にいる。人々は、町内会という装置により、募る不安を拭い、血縁関係によって作られる関係性とは別の、居心地のよい人間関係を創り出す。そこには、「自治」の規律と相互監視の機能が作用している。例えば、衛生委員による逸脱の監視は、ごみ袋にコードが記され、家庭ごみを廃棄した人が解るようになっていることにはじまり、無意識の個人の相互監視にまでおよぶ」という。

次に一般的な人間関係の状況を見ると、「地域の人々は一方で、他者である被差別部落の人々に「開かれた」態度を取りつつ、他方で、たえず差異を創出し、被差別部落の中にさらに逸脱した「悪魔」のように嫌悪される新たな他者を創り出した」という。これは被差別部落の住人である、83歳の高齢者の山口喜一（仮名）という人物が、周囲に迷惑をかける度を超したクレーマーであると認識された出来事で

ある。そして、彼の言動には被差別部落全体も責任があると、被差別部落ではない西峰地区の住民は捉えるのである。この事件を通して、申請者は「山口の「悪」をあぶり出す中で、A部落と西峰地区の間には越えることができない差異という壁があることを、あらためて浮き彫りにした」という。それは被差別部落の「彼ら彼女らが地域の一員になりきることにより、逆に、地域の方は、被差別部落の中に新たな「他者」を創出し、そのことを被差別部落の人々が容認するように強いている」現実があるという。ここには、地域の人びとに溶け込もうとする被差別部落の人びとの努力が、逆に「越えることができない」壁をもって迎えられるという差別の再生産が見て取れるとする。

Ⅲ章では、舞鶴、呉、広島といった軍都において、どのように近代の被差別部落が形成されていったのかが分析されている。申請者がなぜ軍都を研究対象として選んだのかというと、そこが「被差別部落と国家と資本の関係の全体像を理解する手がかり」になると考えられたからである。申請者は舞鶴において歴史的資料を収集するだけでなく、インタビュー調査も実施した結果、舞鶴における鎮守府の短期間の創設が他地域からの労働者を多く必要とし、その過程において近代的被差別部落が形成されていったことを論証する。その中で海軍の要請に応えた独占企業である飯野商会をフーコー的な文脈に位置づける。つまり「国家（海軍）と資本は、死ぬに任せのではなく生きさせるため [Foucault,『性の歴史 I』1976=1986:175-9] に被差別部落民の家族を機能させ、よりよき生の実現可能性を目前に提示し、規律ある労働者群としてのコミュニティを形成し支配を容易にした。いまも語られる成功モデルは、結果的に支配のツールとなった。これは疑う余地なく資本主義の発達に不可欠な〈生・権力〉であった」とし、マルクスとフーコーの視点から舞鶴の近代的被差別部落の形成を解釈する。

また呉においては、近代以前にあった被差別部落は、鎮守府の形成のために強制的に移転させられ、移転先で空襲に遭って全滅したという。その中で、戦後も残ったY町には屠畜場と火葬場が設置されていた。住民はたびたび、それらの施設の移転願いを行ったが、市が拒否したという。というのも、屠畜場、家畜市場、火葬場、埋葬場の存廃は、呉の鎮守府長官の許可が必要であったからである。織帯工場の操業開始からからはじまるY地区全体が、あるときに下Y町と中Y町のある場所は高級別荘地のように見られるのに対して、中Y町は貧困地帯の被差別部落として見られていたという。ところが、戦前の1920年に呉警察署が中心となって組織した「革新会」の融和事業の展開の歴史においては、上Y町と中Y町を改良住宅建設の対象にし、またすべてのY地域を部落改善の対象地域として認定していた。つまり当時「被差別部落としてまなざしを受けていたのは、中Y町だけではなかった。全体ではなかったにせよ Y通りの現在より広い範囲がそのように指定され」ていたことがわかった。つまり「そこに住む人々は、融和思想に根柢をおく住宅建設を受け入れ、仕事への助成金を受け、部落改善事業を受け入れることを通して、被差別部落民として指定されることへの「同意」が形成されたと考えざるをえない」。それが戦後には、中Y町だけが被差別部落と認識されるに至る。つまり「地勢的な線引きは明瞭ではないが抽象的な被差別部落と非被差別部落の境界は政治経済の状況に照応して、しかも恣意的に、線引きが行われ、また引き直され」たことがわかる。そして、この当時、「浮浪」する者は強制的に帰郷させられたことを考えると「浮浪状態は、社会的に排除されるが、被差別部落の境界内に定住すれば周縁からさらに追放されることはない」という意味で社会的に包摂される皮肉が被差別部落を規定してきたと言える。

次に近世から存続した被差別部落の希な例として広島市F町を取り上げる。F町の貧困層は、ピエール・ブルデューの言う下層プロレタリアと定義できるという。すなわち彼らは、小さい頃から屠畜場に勤めることが夢であるように教育されたことが物語るように、屠畜場や製靴業などの常勤の労働者よりも不確実な社会関係のネットワークのなかに置かれていたという。そこでは、児童労働が一般的であり、借金が返済できないための身売りも頻繁に行われていた。ここでも呉と同様、警察の関与が大きかった、部落改善を目指す融和団体である「一致協会」の活動が注目される。この融和団体は、方面委員とも連携して、被差別部落の児童や大人（保護者）を勤勉な労働者として訓育することになる。そして、F町には屠畜場と製靴業も存在したが、それは純粋に内在的なものと言うことはできず、被差別部落の外からやってきた資本がF町において支配的地位を確立したと言える。それは広島市に展開する軍隊への食糧補給という役割の一端を担っていたという。

Ⅳ章では、「部落産業」とされた産業の具体的な状況と被差別部落の職業構成が分析されている。申請者が具体的なデータを提示しているように、被差別部落においては農業者が統計的にもっとも多い。ところが、一般的には、食肉、皮革、竹製品が「部落産業」であるとされ、この「部落産業」でもって被差別部落を特徴づけようとする研究が多くなされている。申請者はこれを文化本質主義であると批判す

る。部落産業という概念の成立の歴史をたどると、戦前には現在のような部落産業という概念は成立していなかったことがわかる。「部落産業」が一般的に使用され、それらが被差別部落と関係が深く、しかも、それらの生産環境が劣悪であるといったネガティヴなイメージが成立したのは「同対審答申」によってであると申請者は指摘する。すなわち同対審答申は「部落産業」が「『企業』という名に値しない零細小経営」によって、「従来の世襲的生産としての色彩を濃くとどめている家庭経営の段階に停滞している」と述べた。そして、製靴産業は近代日本の出発と同時期に始まった新しい産業であったにもかかわらず、答申はその「世襲的色彩」(内閣同和対策審議会, 1965 : 55) を強調し、部落の製靴業は、「後進性」をもつ産業であると分析した。そして、職種については、皮革業、屠畜、竹製品製造業などが被差別部落と関係が深いとした。そしてその背景には、被差別部落の就労状況を改善しようとする政策的意図があったと指摘する。したがって、部落産業とは、エリック・ホブズボウムとテレンス・レンジャーの言う「創られた伝統」と位置づけられる。申請者によれば「部落産業の伝統」という概念は「日本の近代国家の登場とともに被差別部落が急激に輪郭を露わにする過程で発生した軋轢や矛盾を、差別の伝統性を産業・職業において過去との関係性を創造することで矛盾を緩衝し回避する役割を果たした」といえる。

申請者は、西欧の技術を導入した和歌山藩と東京府の彈内記(彈直樹)の事業の例を挙げて、近代日本の皮革産業は、封建的皮革生産とは隔絶したところで始まったことを論証する。資本主義的皮革産業は、旧武士の従事する仕事として、また同時に、被差別部落民が従事する仕事として始まった。ところが「部落産業」論者たちが、皮革の仕事は差別を受ける賤業であるという文脈でのみ議論をしている状況に対して、近代日本の皮革産業の実際の歴史から遊離していると批判する。

この章の最後に被差別部落の伝統的仕事とされ、貴重な文化として賛美されてきた竹細工の検討に入る。申請者は 1922 年に農商務省農務局が全国調査した報告書である『副業参考資料第 7 竹製品ニ関スル調査』の結果にもとづいて、竹製品生産を部落産業とみなすかどうかという問い合わせの回答をまとめている。当時、竹製品生産は被差別部落の専業であると報告したのは、島根県、岡山県、広島県の 3 県のみであったという。他は「被差別部落と無関係であったり、被差別部落と非被差別部落が、その社会的身分は関係なく生産していたりした」と報告したという。そして、1930 年代の融和運動が副業を推奨した結果、後に竹細工で有名になる被差別部落に竹細工をもたらした広島県の例について、その歴史的経緯を関係者から詳しく調査している。その結果、現在では竹細工が被差別部落の「伝統的」仕事とされているが、それはまさに「創られた伝統」そのものであったことを論証する。そして、そこで繰り返し語られる言説は、沖浦和光の『竹の民俗誌—日本文化の深層を探る』(1991, 岩波書店) と広島県同和教育協議委員会編『したたかに 生きるくらしに根ざして』(1989) の引き写しであったという。

V 章においては、「被差別部落の文化」として研究者たちが肯定的に捉えてきた、「春駒」「ほやま」「大黒舞」について、その音楽構造を分析することを通して、それらが被差別部落に特有な文化なのかどうかを考察している。この分析の結果、これらの芸能の音楽的構造と、一般的な「伝統音楽」の間に本性的な差異は認められなかった。そして、一時期途絶えていた、これらの芸能は近代の西欧音楽(教育)を基礎に再興されたと指摘する。つまり結果として、「春駒」などの文化は音楽構造的には一般的な文化と変わりがなかった。それでは、なぜこれらの芸能は廃れたのだろうか。ここで申請者は、被差別部落民全体に門付けのような「屈辱的仕事の放棄へ向かう内的根拠が生まれていた」と推論する。つまり「資本主義的な生産技術が発達し、門付けによって豊作や幸福を祈願することを合理的とする観念が消失しつつあった時代にさしかかっていたことも考慮されなければならないだろう」と言う。この観点からすれば、門付けのような芸能を被差別部落民の「誇り」として賛美し、現代になって、誇るべき芸能が剥奪されたと嘆く従来の研究者たちの言説は、意図せざる結果として、文化本質主義的言説の源泉となっていると指摘する。

最後の終章において、本論文全体を総括する。その中心的な主張は「都市型被差別部落の詳細を把握したうえで、真のスタンダードモデルである中山間地域の少数点在型の被差別部落を分析した」ことである。また、マルクス社会理論における下部構造による上部構造の決定論に陥らずに、アルチュセールの「国家イデオロギー措置」概念を援用することで、本論文が最初に立てた「知の暴力批判を超えて、部落差別を再生産する「被差別部落という装置」を提示した。つまりその装置とは、実体として被差別部落は形成され、学校のように、家族のように、監獄のように、精神病院のように結果的に、被差別部落と被差別部落民を知の対象として、そこから派生した監視と統治の技術によって「何らかの経済的利潤、何らかの政治的有用性を示すようになり、その結果、これらのメカニズムはきわめて当然にも、全」

体的メカニズムによって、そして最終的には国家システム全体によって植民地化され維持されることになったと考えるべき」[Foucault,1975-1976=2007『コレージュ・ドゥ・フランス講義 1975-1976 年度一社会は防衛しなければならない ミシェル・フーコー講義集成』VI. 筑摩書房. 35] 装置なのである。ここにおいて、マルクスと宇野弘蔵、そしてフーコーの視点による「被差別部落のイデオロギー装置」の分析がひとまず完結した。

4-2 本論文の評価と課題

最初に本論文が到達したと考えられる評価すべき点を指摘し、次に今後の課題について指摘する。本論文は現在の部落問題研究において、ほぼスタンダードとされ、アカデミズムの枠内を超えて一定の影響力を持ってきた社会学と歴史学の知見を取り上げ、それらが被差別部落民を含めた日本の一般の人びとにとって、部落差別を再生産するイデオロギー装置に組み込まれていると主張する。この主張を展開するために申請者は、理論的には、マルクス、宇野そしてフーコーの議論に依拠し、実証的には、日本の被差別部落のマジョリティを占める少数点在型部落の現状をフィールドワークを通して調査し、そして、舞鶴、呉、広島の軍都形成過程における、国家と資本が強く関与した被差別部落の成立過程を解明し、さらに伝統的と言われる「部落産業」と「被差別部落の文化」を「創造された伝統」(ホブズボウム)として位置づけ直す。

確かに、最初に提出された草稿は、批判対象となる研究について内在的な検討が十分でなく、本論の主張についても緻密な論証がなされていない点が多くあった。しかし、この一年間のリライトを経て、各審査委員のコメントと批判に十分に答え、論証不足と考えられる点を地道にクリアしていった。その結果、マルクスと宇野とフーコーとを架橋する壮大かつ緻密な論理を組み立てることに成功しただけでなく、被差別部落を文化本質主義的な「悪魔化のプロセス」(ヤング)に巻き込まれがちな「想像の共同体」(アンダーソン)として捉えることもできた。この論証を通して、これまで部落解放運動においてもアカデミズムにおいても、ほぼ自明の前提とされてきた「関係性論」と「実態論」の問題点が明るみに出された。すなわち、「4-1 本論文の要約」において指摘したように、関係性論は、被差別部落の境界が曖昧になった都市型部落をモデルとするために、マジョリティである少数点在型部落を捉えられない。さらに関係性論は、被差別部落を構築する「まなざし」を双方的なものと想定するために、「まなざし」が非対称的で一方向的に働いている部落差別という現象そのものを捉えることができない。その結果、部落差別が人権侵害一般論へと解消されてしまう。申請者が関係性論に代えて提示するのは、国家と資本を介在した、フーコー的な監視と統治の技術を通して再生産される被差別部落という存在を捉える観点である。また、関係性論と関連して取り上げた、被差別部落出身女子高生の自死をめぐる笹川論文(笹川, 2021)には「被害当事者から何を聞かなければならないのかという視点」が欠如していると批判できたのは、申請者自身が自己のポジショナリティを確認しながら、被害当事者の視点からこの問題を考えることができたからだと思われる。

「実態論」については、被差別部落を近代において構築されたものとして捉える時、「実態論」の研究の多くが、現在の被差別部落の置かれている歴史的・社会的文脈を捉え損ねていると批判する。すなわち、被差別部落は確かに近世由来であるが、現在の被差別部落はむしろ近世との連續性を断ち切った、資本と国家による権力作用を通して構築してきたのである。したがって、被差別部落が近世由来であるという歴史的事実よりも、資本と国家による重層的な統制の方が、現代の被差別部落民の生活の困難と被差別部落民の意識に大きく影響する。申請者が唱えるこの仮説は、例えば軍都の歴史的な形成過程、あるいは、伝統的とされる「部落産業」や「被差別部落の文化」の「創られた伝統」の形成過程を明らかにすることによって、説得的に論証されている。この点は評価すべき点である。

要約すると、「関係性論」と「実態論」に対する申請者の根本的な批判は、現在の部落問題研究に対して、大きなインパクトを持った批判的視座となるだけでなく、従来の「伝統的部落産業」や「被差別部落の文化」に含まれない多様な産業や文化を再評価し、同時に、マジョリティである山間部の少数点在型部落を対象とした実証研究の地平を開く端緒になると高く評価できる。さらに、最後に導入されたアルチュセールの「国家イデオロギー装置」という概念は、被差別部落をめぐる言説が、ひとつの権力装置として差別を再生産しているという知見を提示できた。これによって、従来の部落問題研究を「知の暴力」としてただ単に批判することを超えて、現代日本社会に生きるすべての人びとが気づかずに入っている「部落を差別するイデオロギー装置」の解明という普遍的な課題の一歩手前まで到達したと評価できる。

ここから本論文の課題と問題点について指摘していく。まず本論文において「関係性論」と「実態論」と分類された研究者たちはみな、反差別の立場に立ち、部落差別の解決を目指してきたと公認されてきた。にもかかわらず、彼らの立論は本人たちの意図を裏切って、部落差別を再生産する仕組み、つまり「被差別部落というイデオロギー装置」に組み込まれてしまっているというのが、本論文の主張である。そうなると、よほど丁寧な議論を組み立てないと、「良心の」研究者たちの業績の全面的な否定とも受け取られかねない危険性を孕むことになる。確かに申請者は、自分自身が被差別当事者でありながらも、研究者として新たな「知の暴力」を行使する可能性があることについて、本論文の随所でポジショナリティの議論に立脚して、自らの記述がサバルタンとまではいかなくとも、被差別部落の中で「語ることができない」人びとの声を抑圧していないかどうか、注意深く自己点検している。しかしながら、このような姿勢を徹底させるならば、知的営みである本論文全体を批判の対象として反省的にとらえることによって、本論文自体が、いわば「新たな知の暴力」となっていないかどうかを十分に検討する必要があろう。申請者が「関係性論」と「実態論」として一括りにした批判の矛先が、返す刀で、自分にも返ってくることに自覺的である必要がある。その意味では、従来の部落問題研究を批判するトーンが論文全体を通して強く響き、さらに、従来の部落問題研究が等閑視してきた領域にアクセスする道を付けることに急であるために、従来の諸研究とどのようにして対話の地平を開いていくのかということについては、かなり準備不足であると言わざるをえない。

特に本論文が、近代の構築物としての被差別部落だけに研究対象を限定してしまえば、前近代の歴史研究にはほとんど意義が見出せなくなってしまう。しかしそれでは「部落史」の重層的な研究蓄積を本論文において正当に位置づけることができなくなってしまうのである。それは歴史研究の意義を明治以降にだけ認め、それ以外の歴史研究を切り捨てる議論にもなりかねないだろう。確かに、被差別部落は近代の構築物である。しかしながら、近代的構築物であることと、前近代の被差別部落の歴史が存在することのあいだには論理的矛盾は存在しない。なぜなら、近代的な文脈においても、人々の意識には前近代との連續性を保持する多様な要素が働いていると考えられるからである。そうだとするならば、前近代の歴史研究にも一定の敬意を払い、その研究成果を取り入れることに積極的であるべきである。それによって、前近代の歴史研究に、それぞれ個別の研究意義を認めつつ、その上で本論文が何を提起し、何を新たに貢献するのか明らかにするという手続きが踏めるようになる。こうして、差別からの解放のための研究という大きな流れの中で、本論文がその発展のどこに寄与するのか明らかになるだろう。

具体的に言えば、確かに「部落産業」論において、皮革や屠場の仕事だけを被差別部落の仕事として表象することの問題点について、本論文は根本的な批判に成功している。ところが同時に、この仕事を重視し、現在も営んでいる被差別部落も現実に存在しており、その研究蓄積にも一定の評価を与えるべきである。申請者が従来の「部落産業」を「創られた伝統」として批判し、この表象に抑圧されてきた農業という仕事に光を当てたように、実際の被差別部落の産業構造は実に個別性があり多様である。しかも現在、まだそれらの研究が十分に行われているわけではない。だとすれば、従来の部落問題研究との連続性を維持しながら、さまざまな被差別部落のありようを提示していく必要がある。そしてそこにおいて、本論文がその一端を担うという研究姿勢はきわめて重要になる。その意味では、従来の研究に対する批判のトーンを下げて、本論文が既存の被差別部落像の裏返しを言っているにすぎないのではなく、部落問題研究の一翼を担おうとする姿勢を明確に打ち出す必要があろう。

以上、審査委員会としての見解をまとめると、確かに従来の部落問題研究に対する批判が基調になっているために、先行研究と対話する地平を開くという努力が足りないことは事実である。しかしながら、「想像の共同体」としての被差別部落に対する差別の再生産の仕組みを、マルクス、宇野、そしてフーコーという難解な議論を結びつけて、論理的な整合性をもって理論的に説明したこと、そして、少数点在型部落の現状だけでなく、舞鶴、呉、広島の軍都形成過程における被差別部落の成立過程、最後に「部落産業」と「被差別部落の文化」について、長年にわたる調査研究を行った成果を踏まえると、十分に博士論文という水準に到達していると評価できる。また、アルチュセールの「国家イデオロギー装置」概念を導入することによって、マルクス社会理論を援用する時によく見られる、下部構造による上部構造の決定論に陥らずに、部落差別を再生産する「被差別部落というイデオロギー装置」を提示することは、最後に審査委員会が批判している一面的な「知の暴力」批判を超えていく可能性を持っている。この概念を拠り所にして、これまでの先行研究との対話に努めながら、本論文が被差別部落の多様な実態と多様な歴史を切り開いていく研究の一翼を担うことを期待する。

5. 結論

小早川明良氏の博士号請求論文を審査した結果、松山大学大学院社会学研究科の博士論文の水準に到達していると判断される。よって、小早川明良氏に博士（社会学）の学位を授与する。